

火山周辺地域で、登山者や観光客が集まる施設や
防災上の配慮を必要とする方が利用される施設を経営されている皆様！



火山全体で一体的な警戒避難体制を整備するため 避難確保計画 の作成にご協力ください！

活動火山対策特別措置法の改正により、火山全体で一体的な警戒避難体制を整備するため、火山周辺の一部の施設については、避難確保計画の作成等が必要となります。

避難確保計画とは・・・

平成26年9月の御嶽山噴火では、水蒸気爆発が突如発生し、火口周辺にいた登山者が多く被災しました。

住民だけではなく、登山者や観光客も含めた警戒避難体制を整備するため、登山者等が集まる拠点の施設や、避難に時間がかかる高齢者等が利用する施設に対し、利用者の安全確保のための計画作り、訓練実施が義務付けられました。

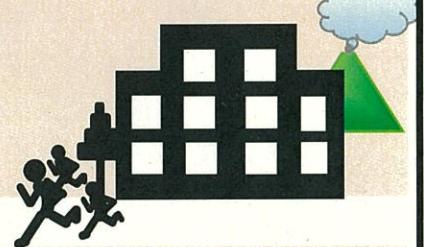


対象施設

火山の噴火等があった場合に、施設利用者の円滑で迅速な避難を確保する必要があると認められ、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地が記載された以下の施設

●不特定多数の方が利用する施設

- ✓ 登山口周辺のロープウェイの停留場、ケーブルカーの駅、港の待合所、宿泊施設、レストハウス、大規模商業施設 等



●主に防災上の配慮を必要とされる方が利用する施設

- ✓ 老人福祉施設、障害者支援施設、学校、病院 等



避難促進施設になると・・・

●市町村から避難促進施設の管理者等に対し、火山活動に関する情報を伝達されるようになります

●火山の噴火時等に施設利用者が円滑、迅速に避難するための計画（避難確保計画）を作成
✓ 作成後は市町村長への報告、計画の公表が必要です

●避難確保計画に定める避難訓練の実施

- ✓ 従業員の方は訓練に参加することが必要になります。また、利用者の方に、訓練への協力を求めることができます
- ✓ 避難訓練結果の市町村長への報告が必要です

避難確保計画で定める事項

詳細は、今後、内閣府令で定めますが、例えば、以下のような事項について記載していただくことになります。

- ✓ 施設の従業員の体制、情報収集・伝達ルート、避難誘導方法

- ✓ 避難訓練や従業員に対する防災教育の内容 等

今後のスケジュール

- 改正活動火山対策特別措置法は、公布の日（平成27年7月8日）から6か月以内で政令で定める日から施行されます。避難確保計画も、この法律の施行後に作成いただくことになります。
- 運用の具体的な内容については施行までに検討し、避難確保計画作成の手引きとなるひな形等をお示しする予定です。

●お問い合わせ先●

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付 電話 03-3501-5693